

広島県告示第三百三十八号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定によって、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が定めた農地保有合理化事業の実施に関する規程を平成二十五年四月一日承認した。

また、この承認に係る農地保有合理化事業の種類は、農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業とする。

なお、平成十五年広島県告示第千三百十一号（農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認）において承認した旨を告示した財団法人広島県農林振興センターが定めた農地保有合理化事業規程は、廃止する。

平成二十五年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦